

テーマ 契約を結ぶ際、どこまで自分で決定し、どこまで責任を負うべきなのか

適用分野 契約、民法、消費者、財産法

研究名称 契約における自己決定と自己責任

氏名所属 桑岡和久 教授
法学部 法学科

内容

●特徴
我々が普段生活をしている中では様々な契約が存在します。誰とどのような契約をするか、あるいは契約しないかは、各人の自由であり、自らが任意に契約をした場合には、自らが決めた以上、契約を守るのは当然であり、それは法的にも義務だとされます。しかし、事情によっては、どこまでが自分で決めたと言えるのか、逆にどこまでが自己の責任だとされてよいのかが問題となることがあります。このことが典型的に問題になるのが、事業者と消費者とが契約をした場合、あるいは事業者と事業者との取引であっても約款による場合です。こうした場合に、どこまでを自らの責任として引き受けなければならないのか、という問題関心から契約法を研究しています。

●研究内容
例えばある商品を購入すると買主が決定するまでのプロセスは、買主だけでなく、商品の売主、その製造者、さらにはそれを宣伝する媒体（広告等）の情報提供を通じた働きかけが存在します。この情

報が、不正確であったり、情報の受け手である買主が正確に理解できなかったために、トラブルになることは少なくありません。また、たとえ提供される情報が正確であっても、分量が多かったり、交渉力がないために、正当とはいえない内容で契約が成立してしまうこともあります。約款を用いた契約、消費者と事業者との契約は、こうした事態が発生する典型的な場面です。こうした場面を中心に、契約の成立過程、成立した契約の内容に関する問題を主に検討しています。



キーワード 契約、民法、消費者法

連携方法 講演 研修 研究相談 学術調査 コメント 共同研究